

平成25年度予算編成方針の骨子

基本方針

これまでの改革の成果を今後とも維持するとともに、不断の改革に取り組み、財政規律を守った持続可能な財政運営を行う一方で、本県が直面している課題に対応するために、知恵と工夫を凝らし、事業の選択と集中の徹底を図る。

予算要求基準

基本方針を踏まえ、以下のとおり要求基準を定めるが、国の予算編成や地方財政措置等の動向により、再度通知し直すこともある。

[義務的経費]

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積もり方法を精査するなど、必要最小限の所要額での要求とする。

[一般行政経費（事業費・運営費）]

本県の成長・発展のため、別途通知する「平成25年度政策重点指針」に基づき重点的に推進する施策・事業については、緊急性や費用対効果などの観点から、財政当局と協議・調整を行った上で厳選し、所要額の要求を認める。

上記施策・事業等の財源を確保するために、

- ・ 事業費については、行革による一般施策の見直し内容の維持、事業のさらなる選択、国からの財源等の有効活用、経費節減の徹底などにより、一般財源ベースで24年度当初予算額の98%を要求上限とする。
- ・ 運営費については、行革による施設の維持管理経費などの見直し内容の維持、見積もり方法の検証、経費削減の徹底などにより、事業費ベースで24年度当初予算額の98%を要求上限とする。

運営費について、個別管理事業（PFI事業者に対するサービス購入費等）及び行革の推進に資するもので財政当局が認めたものは、所要額の要求を認めることとし、施設修繕経費等は、原則として要求上限内での要求とする。

[投資的経費（公共事業等費）]

防災・減災対策を中心に必要な社会基盤整備を進めるとともに、新設改良と維持管理に係る予算配分を柔軟に管理できるよう、道路・橋梁等に係る維持修繕経費を投資的経費に含める。

補助・単独公共事業と維持修繕経費を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで24年度当初予算額と同額を要求上限とする。

維持修繕経費は、一般財源ベースで24年度当初予算額の110%までの要求を認める。

個別管理の建築公共事業（倉敷警察署庁舎建替整備事業、倉敷地域等新設特別支援学校整備事業、県立学校の耐震化）は、所要額の要求を認める。